受入学生(IBS)の移動届運用指針

2024.7.24

● (一般事項:訪問と旅行)

• IBS 参加の RYE プログラムの妨げになる保護者訪問は出来ない。

・訪問時期は、RI の指針に従って、IBS 帰国時期の3か月前より2か月前までの間とし、 帰国前1か月は厳禁とする

・帯同旅行地域は、国内34地区に限り許可、海外は厳禁。また、旅行期間中 IBS は、RYE プログラムから一時離脱若しくは完全離脱とし、責任の全ては保護者とする。

● (地区外への移動・旅行と移動届について)

・地区主催:国内は許可、海外は厳禁。(移動届不要)

• 日常(クラブ会員、H/F同伴)、H/F 同伴旅行、クラブ主催旅行:国内は許可、海外は厳禁。

(地区外移動届 01)

クラブ会員同行旅行(クラブ主催以外):国内は許可、海外は厳禁。(地区外移動届 OP1)

・修学旅行その他学校行事:国内修学旅行は認める。

(地区外移動届01)

海外修学旅行も認める。 ・保護者帯同:一時離脱型・・国内旅行は認める。

(修学旅行移動届02)

(学生と保護者旅行移動届 03)

海外旅行は厳禁。

完全離脱型・・国内、海外旅行とも認める。

(学生と保護者旅行移動届 03)

IBS	旅行形態	国内	海外	RYEP	移動届
	地区委員会主催	0	×	継続	不要
	日常、H/F 同伴、 クラブ主催行事	0	×	継続	地区外移動 01
	修学旅行 その他学校行事	0			地区外移動 01
			0	一時離脱	修学旅行 02
	保護者帯同	0	×		一時離脱 03
		0	0	完全離脱	完全離脱 03
	クラブ会員同行旅行 (クラブ主催以外)	0	×	一時離脱	地区外移動 OP1

- (ホストファミリー同伴の地区外旅行に他クラブの学生を誘って旅行することについて)
- (1) 他地区の学生を誘って旅行することは禁止します。
- (2) 誘われた他クラブの学生のホストクラブ、ホストファミリーに負担する費用等も含め十分に相談 の上、承認を得てから誘うようにしてください。
- (3) 学生から他の学生を誘いたいと提案された場合も安易に同行を許可しないようにお願いします。 許可する前に他クラブの学生のホストファミリー、ホストクラブに相談するようにしてください。
- (4) 誘われた学生についても当該学生のホストクラブから地区へ地区外移動届を提出する必要があり ます。
- (5)他の学生を誘っての旅費等、全ての費用は、企画した側のホストファミリーが負担すべきです。 学生が企画して連れて行くように要請した場合は、学生負担にしてもかまいません。

(学生同士だけ宿泊等について)

- (1) 地区内外問わず学生単独、学生同士だけ、又は学校の友達宅の宿泊は禁止します。
- (2)地区内の他の学生のホストファミリー宅に宿泊する場合は、両方のホストファミリー、カ ウンセラーの許可をもらうようにしてください(地区への届出は不要)。 1 / 6

● (来日 IBS が海外旅行に出る際の保険について)

交換プログラムの継続若しくは一時離脱のプログラム形態で、IBS が海外に旅行する場合は、保険型「B」(ケガ・病気1億円)を再付保する必要があります。理由は、NHI=国民健康保険には海外短期渡航した際の海外療養費支給制度があり、約7割が支給されます。ただし、申請書式手続きが必要であり、海外医療機関で発行された証明書類が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付することが義務づけられています。これらの手間を考えれば、予め「B」を再付保した方が便利だからです。

完全離脱の場合には、居住する市区町村役所で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返却します。また、保険料の過不足を清算する必要があります。国民健康保険担当窓口で保険料を精算してください。但し、IBSの旅行保険の基本部分(死亡 1000 万円、ケガ病気 500万円)は、保険期間満了若しくは自宅到着までは継続して付保されています。

交換プログラムの完全離脱の場合であっても、IBS の基本旅行保険は継続され、帰国海外移動特約(保険期間3日間)b型(ケガ・病気1億円)を付保しますので、出国日をご連絡ください。